

ご存じですか？

# 障がい者福祉タクシー制度

障がい者  
福祉タクシー  
制度とは

出雲市在住で在宅生活をされている障がいのある人、常時車いすやストレッチャーで外出される人の日常生活における外出支援のために、福祉タクシー券を交付します。(どこへでかける時でも使えます)

## 交付対象

### ●基本条件

- ・出雲市在住、在宅生活であること  
(施設入所、3か月以上の入院は除く)
- ・本人及び配偶者の住民税が非課税(18歳未満は世帯非課税)または生活保護受給者

※基本条件に加えて、障がい者手帳の所持等、次のいずれかに該当する人

### ◎一般券種対象者(500円×36枚交付)

- ・身体障がい者手帳1、2級(うち、視覚障がいは72枚)
- ・療育手帳A、B
- ・精神障がい者保健福祉手帳1、2級

### ◎車いす券種対象者(500円×72枚交付)

- ・身体障がい者手帳1、2級で、肢体不自由の障がいの人
- ・要介護3～5の人
- ・手帳・要介護の条件に該当しない場合、「医師の意見書」をお持ちの人

### ◎ストレッチャー券種対象者(500円×144枚交付)

- ・身体障がい者手帳1、2級で、肢体不自由の障がいの人
- ・要介護4～5の人
- ・手帳・要介護の条件に該当しない場合、「医師の意見書」をお持ちの人

## 申請方法

### ●申請場所

- ・出雲市役所 福祉推進課
- ・各行政センター 市民サービス課

### ●申請に必要なもの

- ・障がい等要件が確認できるもの(障がい者手帳、介護保険証等)
- ・印鑑(認印)
- ・窓口に来られる人の本人確認書類
- ・「医師の意見書」※交付対象参照

※申請に来られる人が本人または同一世帯員以外の場合は、委任状が必要となります。

※申請書は、窓口を用意しています。

出雲市ホームページからもダウンロードできます。

出雲市 福祉タクシー 



おたすね/福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598

## 「後期高齢者医療に係る医療費のお知らせ」について

島根県後期高齢者医療広域連合では、年2回、被保険者のみなさまへ「医療費のお知らせ」をお送りしています。

スケジュールは、次のとおりです。

- ・平成30年11月～平成31年4月診療分 → 令和元年8月発送済み
- ・令和元年5月～令和元年10月診療分 → 令和2年1月中旬発送予定

おたすね/島根県後期高齢者医療広域連合 ☎0852-20-7525

## 「国民健康保険に係る医療費のお知らせ」について

国民健康保険は、年4回、被保険者のみなさまへ「医療費のお知らせ」をお送りしています。スケジュールは、次のとおりです。

- ・平成31年1月～平成31年3月診療分 → 令和元年 6月発送済み
- ・平成31年4月～令和元年 6月診療分 → 令和元年 9月発送済み
- ・令和元年 7月～令和元年 9月診療分 → 令和元年12月発送済み
- ・令和元年10月～令和元年12月診療分 → 令和2年 2月中旬発送予定

おたすね/出雲市保険年金課 ☎21-6982

●医療費のお知らせは、確定申告の医療費控除の手續に使用することができます。

注：お知らせに記載されていない医療費等がある場合は、領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成する必要がありますのでご注意ください。



## 2月は省エネルギー一か月間です

寒い冬でも、さまざまな暖房機器によって、快適に過ごすことができます。しかし、消費される電気やガスの使用量も、光熱費も年間で最も多くなる季節です。衣類や暖房機器の使い方を見直すことで、経済的で快適な冬を過ごしましょう。

**WARMBIZ**  
ウォームビズ

**ウォームビズを取り入れよう!!**

20℃



ウォームビズは、環境省が呼び掛けている、暖房時の室温20℃で快適に過ごすライフスタイルのことです。ウォームビズは、難しい取組ではありません。

さっそく実践してみましょう。

例えば、暖かい機能性素材の下着を着用することや、室内でもセーターやカーディガンなどを1枚多く着よう工夫してみましょう。

また、首、手首、足首など太い血管のある部分を重点的に温めると、体全体が温まり、冷え症などの改善に役立ちます。

詳しくは、環境省のホームページをご覧ください。

⇒ <https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/warmbiz/>



おたずね／出雲市地球温暖化対策協議会事務局（環境政策課内） ☎21-6535

## PM2.5の「注意喚起情報」

冬から春にかけて、PM2.5（微小粒子状物質）の濃度が上昇する傾向があります。

県では、1日の平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （マイクログラム／立方メートル）を超えると予想される場合に注意喚起を行います。市では、県からの注意喚起を受けた場合、市のホームページや防災行政無線、ケーブルテレビなどを通じて市民のみなさんへ注意を呼びかけます。

### 注意喚起情報が発表されたら

- ▶ 屋外での長時間の激しい運動は、減らしましょう。
- ▶ 屋内でも換気や窓の開閉を最小限にするなど、外気の侵入を少なくしましょう。
- ▶ 呼吸器系や循環器系疾患のある人、小児、高齢者は体調に応じてより慎重に行動しましょう。

### 外出先で情報を知りたいとき

・『しまね防災情報』をご覧ください。  
<http://www.bousai-shimane.jp/>

・『しまね防災メール』に登録してください。

・『速報値』はこのQRコードからご確認ください。



おたずね／環境政策課 ☎21-6989